

令和7年12月
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

令和7年12月11日

○出席議員 15人

1番 戸部 薫 君	2番 渡辺 ヒロ子 君	3番 岩瀬 琢 弥 君
4番 長田 悟 君	5番 岩瀬 清 君	6番 鈴木 克 巳 君
7番 狩野 光 一 君	8番 久我 恵 子 君	9番 寺尾 重 雄 君
10番 戸坂 健 一 君	11番 佐藤 啓 史 君	12番 岩瀬 洋 男 君
13番 松崎 栄 二 君	14番 岩瀬 義 信 君	15番 末吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 照 川 由美子 君	副 市 長 竹 下 正 男 君
副 市 長 加 藤 正 倫 君	教 育 長 岩 瀬 好 央 君
総 務 課 長 屋 代 浩 君	企 画 課 長 水 野 伸 明 君
財 政 課 長 鈴 木 和 幸 君	情 報 政 策 課 長 高 橋 吉 造 君
消 防 防 災 課 長 窪 田 正 君	税 務 課 長 小 野 寺 千 枝 君
市 民 課 長 田 中 めぐみ 君	高 齢 者 支 援 課 長 篠 宮 寛 敬 君
福 祉 課 長 渡 邊 弘 則 君	こ ども 未 来 応 援 課 長 土 馬 健 太 郎 君
生 活 環 境 課 長 渡 邊 知 幸 君	都 市 建 設 課 長 栗 原 幸 雄 君
農 林 水 産 課 長 君 塚 恒 寿 君	観 光 商 工 課 長 岩 瀬 由 美 子 君
会 計 課 長 吉 田 智 絵 君	学 校 教 育 課 長 紫 関 左 恭 君
生 涯 学 習 課 長 渡 邊 友 人 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 軽 込 一 浩 君	議 会 係 長 小 高 茂 君
-------------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程 第5号

第1 議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（総務文教常任委員長）

議案第76号 令和7年度勝浦市一般会計補正予算（所管事項関係）

議案第81号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合

規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

(産業厚生常任委員長)

議案第73号 勝浦市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第74号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第75号 勝浦市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第76号 令和7年度勝浦市一般会計補正予算(所管事項関係)

議案第77号 令和7年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第78号 令和7年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第79号 令和7年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

議案第80号 勝浦市と夷隅環境衛生組合におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の委託について

第2 請願、陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

(議会運営委員長)

請願第3号 議員定数等変更時における市民意見聴取と説明責任の運用徹底に関する請願

陳情第9号 陳情者が委員会の中で反対意見に対して確認と反論する事が出来る場を求める陳情

第3 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第82号 勝浦市副市長の定数の特例に関する条例の廃止について

議案第83号 令和7年度勝浦市一般会計補正予算

第4 諮問上程・説明・質疑・採決

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第5 議員の派遣について

第6 報告

報告第9号 債権放棄の報告について

報告第10号 専決処分の報告について

開 議

令和7年12月11日(木) 午前10時開議

○議長(戸坂健一君) おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（戸坂健一君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第76号 令和7年度勝浦市一般会計補正予算、議案第81号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、以上2件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。渡辺総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 渡辺ヒロ子君登壇〕

○総務文教常任委員長（渡辺ヒロ子君） 議長より御指名がありましたので、今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要を御報告いたします。

当総務文教常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月8日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第76号 令和7年度勝浦市一般会計補正予算、議案第81号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、以上2件につきまして、いずれも全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員長報告を終わります。

○議長（戸坂健一君） これより、委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、討論を終結いたします。

初めに、議案第76号 令和7年度勝浦市一般会計補正予算に対する委員長の報告は可決であります。

採決につきましては、産業厚生常任委員会にも付託しておりますので、産業厚生常任委員長の報告後に行います。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第81号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。会議規則により、いずれのボタンも押していない者は反対のボタンを押したものとみなされますので、御注意を願います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第73号 勝浦市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第74号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第75号 勝浦市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第76号 令和7年度勝浦市一般会計補正予算、議案第77号 令和7年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第78号 令和7年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第79号 令和7年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第80号 勝浦市と夷隅環境衛生組合におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の委託について、以上8件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。狩野産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 狩野光一君登壇〕

○産業厚生常任委員長（狩野光一君） 議長より御指名がありましたので、今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託された議案の審査経過と結果について、その概要を御報告いたします。

当産業厚生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月9日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その審査結果については、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第73号 勝浦市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第74号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第75号 勝浦市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第76号 令和7年度勝浦市一般会計補正予算、議案第77号 令和7年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第78号 令和7年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第79号 令和7年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第80号 勝浦市と夷隅環境衛生組合におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の委託について、以上8件につきまして、いずれも全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定

いたしました。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（戸坂健一君） これより、委員長の報告に対する質疑に入るのですが、発言通告はありませんでした。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、発言通告はありませんでした。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、討論を終結いたします。

初めに、議案第73号 勝浦市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第74号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第75号 勝浦市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。
ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。
賛成全員であります。よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第76号 令和7年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。
本案に対する委員長及び総務文教常任委員長の報告は可決であります。
採決は、電子表決システムにより行います。
賛成、反対のボタンを押してください。
ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。
賛成全員であります。よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第77号 令和7年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
採決は、電子表決システムにより行います。
賛成、反対のボタンを押してください。
ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。
賛成全員であります。よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第78号 令和7年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
採決は、電子表決システムにより行います。
賛成、反対のボタンを押してください。
ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第79号 令和7年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第80号 勝浦市と夷隅環境衛生組合におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の委託についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

請願、陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（戸坂健一君） 日程第2、請願、陳情上程・委員長報告であります。

請願第3号 議員定数等変更時における市民意見聴取と説明責任の運用徹底に関する請願、
陳情第9号 陳情者が委員会の中で反対意見に対して確認と反論する事が出来る場を求める陳情を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。末吉議会運営委員長。

〔議会運営委員長 末吉定夫君登壇〕

○議会運営委員長（末吉定夫君） 議長より御指名がありましたので、今期定例会において、議会運営委員会に付託されました請願、陳情の審査経過と結果について、その概要を御報告いたします。

当議会運営委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月8日、委員会を開催し、紹介議員、請願者及び陳情者の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その審査結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり決しました。

請願第3号 議員定数等変更時における市民意見聴取と説明責任の運用徹底に関する請願につきましては、請願3事項に対し、事項ごとに採決をし、その結果、請願事項1、重要案件における客観的な市民意見聴取の運用ルール化、請願事項2、不付託陳情に関する運用改善と再発防止、請願事項3、議員定数・議員報酬に関する議案審査時の客観的な資料活用の徹底、いずれも賛成者なしで不採択とすべきものと決定いたしました。

陳情第9号 陳情者が委員会の中で反対意見に対して確認と反論する事が出来る場を求める陳情につきましては、採決の結果、賛成者なしで不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、議会運営委員長の報告を終わります。

○議長（戸坂健一君） これより、委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、請願第3号 議員定数等変更時における市民意見聴取と説明責任の運用徹底に関する請願を採決いたします。

本件につきましては、請願文書表に記した要望事項のとおり、請願事項が3事項ございますので、事項ごとに採決をまいります。

それでは、請願第3号 議員定数等変更時における市民意見聴取と説明責任の運用徹底に関する請願に関わる請願事項1、重要案件における客観的な市民意見聴取の運用ルール化についてを採決いたします。

本請願事項に対する委員長の報告は不採択であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

本件について、本請願事項のとおり採択することに賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成少数であります。よって、請願第3号に関わる請願事項1は不採択と決しました。

○議長（戸坂健一君） 次に、同請願事項2の不付託陳情に関する運用改善と再発防止についてを採決いたします。

本請願事項に対する委員長の報告は不採択であります。
採決は、電子表決システムにより行います。
本件について、本請願事項のとおり採択することに賛成、反対のボタンを押してください。
ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。よろしいですか。
押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。
賛成少数であります。よって、請願第3号に関わる請願事項2は不採択と決しました。
-

- 議長（戸坂健一君） 次に、同請願事項3、議員定数・議員報酬に関する議案審査時の客観的資料
活用の徹底についてを採決いたします。
本請願事項に対する委員長の報告は不採択であります。
採決は、電子表決システムにより行います。
本件について、本請願事項のとおり採択することに賛成、反対のボタンを押してください。
ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。
賛成少数であります。よって、請願第3号に関わる請願事項3は不採択と決しました。
-

議案上程・説明・質疑・討論・採決

- 議長（戸坂健一君） 市長より議案の送付がありましたので、これを受理し、お手元に配付してあ
りますので、御了承を願います。
日程第3、議案を上程いたします。
議案第82号 勝浦市副市長の定数の特例に関する条例の廃止についてを議題といたします。
市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

- 市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第82号 勝浦市副市長の定数の特例に関す
る条例の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。
本案は、令和6年4月から、地域の課題解決と地方創生の推進体制の強化を目的に国から支
援を受ける強い意欲と優れた能力を有する人材を特命担当副市長として配置するため、副市長
の定数を2人としておりましたが、このたび、当該特命担当副市長が国に帰任するに当たり、
定数の特例を廃止するため、本条例を廃止しようとするものであります。

以上で、議案第82号の提案理由の説明を終わります。

- 議長（戸坂健一君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ発言通告はありません。

ん。

質疑はありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） それでは、私から、ただいま提案されました議案第82号 勝浦市副市長の定数の特例に関する条例を廃止する条例、これにつきまして質問をさせていただきます。

本条例制定される際に、加藤副市長就任のその必要性、意義というものは、我々十分説明を受けて、理解の下、制定をした条例でございます。しかしながら、副市長2名体制ということに対して、その後、市民から少なからず、どうしてという疑問、そういったものが我々にも寄せられております。市の規模、そういったものを考慮しての疑問かとは思いますが。都度、我々が説明を受けた内容をお話しし、理解を求めてきたつもりでございます。ただ、たくさんの方の問合せがあったということは、それだけ市民にとっても非常に関心の高い案件であったと感じております。その点を踏まえまして、お尋ねいたします。

今回、加藤副市長の御辞任に伴って、条例の改正を含め、大きな変化があるわけですけれども、やはり同様に市民も疑問を持たれるかと思っております。加藤副市長の御辞任に際して、御着任中の成果、あるいは今回の辞任に関する市民に対する報告等、何らかの形で伝えたいという思いがあるのではないかなという考えがございます。この点についていかがお考えか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。よろしいですか。

答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えをします。本市の様々な施策実現を確実にしてきた、この副市長の成果でございますが、まずは商工、ふるさと納税分野におきましては、楽天グループ株式会社との包括連携協定の締結に始まり、株式会社ローカルの誘致、企業立地奨励措置の見直し、新たなふるさと納税返礼品の開発、これは千葉ふるさと米などでございます。現在まで約3,200万円の寄附、そしてふるさと勝浦市わがまち応援寄附金制度の新設、観光分野としては、今年行いました、かつうら若潮まつり花火大会の復活等も寄与しておるところです。

また、子ども・子育て分野につきましては、こども未来応援課の創設に尽力、子育て支援に係る経済対策、こども7策、そして地球環境分野においては、勝浦市ゼロカーボンシティ宣言、庁舎、小中学校、そのほかの公共施設16施設で再生可能エネルギー100%の電力導入、財政分野におきましては公金の運用、これは債券を中心に10億円の運用、年間運用利益約1,000万円というところで、主立ったものを取り上げても、これだけ多くの成果がございます。

この副市長としての2年間は、私、市長を支えていただきまして、様々な人事ということもしっかりとやっていただきました。

以上、成果をかいつままで申し上げたところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） 答弁漏れがございます。市民に対して退任に当たりお伝えしたいことがあればという狩野議員の質問だったかと思っておりますが、その点、いかがでしょうか。照川市長。

○市長（照川由美子君） 答弁漏れで申し訳ございません。市民の方々には、この国から来ていただきました副市長、様々な経費のことも考えてのことであると思われませんが、その2倍3倍、もっとそれ以上、活躍をされたということで、市民の皆さんの御心配、小さい規模で2人市長を抱えるのはどうだというふうな疑問に対して、私が、今回、国に帰還するという、国の事情もありまして帰還することになりましたが、市民の御心配は、それ以上の成果が上がったという

ことで御理解をお願いしたいというふうに思っております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） 非常に御丁寧に説明をいただきましたし、市長の思いも分かったんですが、すみません、質問の趣旨をもう一度申し上げます。

先ほど申し上げたように、副市長2名体制というのは、市民にとっても非常に関心の高い事柄であるということを前提に、今回それが解除されますと。この事実について、私としては、方法は問わず、何らかの方法で市民にお伝えする。当然その中には御活躍いただいたその成果の紹介、あるいは今回、御辞任をされるという事実、これに関心を持っている市民に何らかの形で伝えたほうがよいと思うのですが、その点についてどのようにお考えかということをお繰り返して質問させていただきます。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。市民の皆様には、広報かつうら等で御理解をお願いするということで進んでおります。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） それでは、この議案、副市長の定数特例に関する廃止条例について、これが、質問がちょっと駄目であれば止めてください。私、この副市長が今年の4月、その前2年間、市の職員として、そして昨年4月から副市長として、この条例、特例条例ができたというか、制定するに当たっては、今の照川市政、照川市長の任期まで副市長を務めるという内容の条例であったというふうに思いますし、そのように感じます。そこが、あと残すところ、任期は7月いっぱいですかね、来年の。そうすると8か月残した中で、今回、国へ帰る、国のほうから召還されると、国のほうへ帰るという国の判断なので、これを加藤副市長、もう少しいてくれということもわがままかもしれませんが、今回、この12月いっぱいをもって退任されるということについては、本当に、今、前段者が質問した中での市長の答弁のとおり、それだけの成果があったというということで、この後もう少しやっていただければと思う気持ちは非常に多いんですが、ここでやっぱり3年9か月ですか、全く勝浦市と縁もゆかりも方が勝浦市に来られて、そして勝浦市のこの市政を発展させてくれたということについては非常に感謝しなきゃいけないというふうに思います。

そこで、これ退任は今年いっぱいですが、この特例条例は加藤副市長の条例ですので、そこで加藤副市長に、私はこの勝浦の今後の方向性、もう少しこういうふうにしたほうが良いということが、これ良いということじゃなくて、それは照川市長の判断の中ですが、加藤副市長の思いをここで聞きするのはどうなのかなと思います。一言言っていたいただければ非常にいいかと思います。以上、よろしく願います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。お答えはできない。

議案審議と離れるので答弁はできないということでありました。

ほかに質疑はありませんか。

○6番（鈴木克巳君） 議案審査と離れるということで、これ条例の廃止ですから、その内容についてお伺いしたいということで、それは私のほうの、止めてもいいということで前段に申しましたけど、了解しました。また加藤さん、どうもありがとうございました。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第82号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第82号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。これより討論に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第82号 勝浦市副市長の定数の特例に関する条例の廃止についてを採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第83号 令和7年度勝浦市一般会計補正予算を議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第83号 令和7年度勝浦市一般会計補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の補正であり、修正申告に伴い減額となる法人市民税の償還及び還付加算のための経費並びに「強い経済」を実現する総合経済対策として、長期化する物価高の影響を強く受ける子育て世帯の支援を目的とした物価高対応子育て応援手当を支給するための経費を補正しようとするものであります。

内容について申し上げますと、既定予算に2,813万4,000円を追加し、予算総額を143億7,204万4,000円にしようとするものであります。

以上で、議案第83号の提案理由の説明を終わります。

○議長（戸坂健一君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第83号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決をしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第83号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。これより討論に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第83号 令和7年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

諮問上程・説明・質疑・採決

○議長（戸坂健一君） 日程第4、諮問を上程いたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和8年3月31日で人権擁護委員、西川道子氏の任期が満了することに伴い、千葉地方法務局から候補者の推薦依頼がありましたので、後任として、佐藤なをみ氏を委員の候補者に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めようとするものであります。

佐藤氏の経歴につきましては、配付しております推薦者経歴書に示したとおりであり、その人格と識見は、人権擁護委員として適任であると考えます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上で、諮問第2号の提案理由の説明を終わります。

○議長（戸坂健一君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ発言通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第2号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、諮問第2号は、原案のとおり可決されました。

議員の派遣について

○議長（戸坂健一君） 日程第5、議員の派遣についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第164条の規定により、お手元へ配付の議員派遣の件について、承認を得ようとするものであります。

お諮りいたします。これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） 御異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

報 告

○議長（戸坂健一君） 日程第6、報告であります。

報告第9号 債権放棄の報告について、報告第10号 専決処分報告について、市長の報告を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました報告第9号及び第10号について、申し上げます。

初めに、報告第9号 債権放棄の報告についてであります。本件は、放課後児童健全育成事業保護者負担金に係る債権放棄の報告であります。

内容について申し上げますと、放棄した債権の件数は3件、金額は2万4,000円であります。

そのほか、本件の内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これにより御了承いただきたいと存じます。

次に、報告第10号 専決処分の報告についてであります。本件は、1件100万円以下の損害賠償額の決定及び和解についてであり、去る9月26日に専決処分いたしましたので、御報告するものであります。

なお、この内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これにより御了承いただきたいと存じます。

以上で、報告第9号及び第10号の説明を終わります。

○議長（戸坂健一君） これをもって、報告を終わります。

閉 会

○議長（戸坂健一君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和7年12月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午前10時47分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第73号～議案第81号の総括審議
1. 請願第3号、陳情第9号の総括審議
1. 議案第82号～議案第83号の総括審議
1. 諮問第2号の総括審議
1. 議員の派遣について
1. 報告第9号～報告第10号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

令和 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員